

「内部統制システムに係る監査の実施基準」 改定公開草案 新旧対照表

平成 27 年 4 月 28 日
公益社団法人日本監査役協会

「内部統制システムに係る監査の実施基準」（平成 23 年 3 月 10 日改正）を次のとおり改定する。

（注）改正箇所については、太下線を付して表示している。

新	旧
<p>内部統制システムに係る監査の実施基準</p> <p align="right">公益社団法人日本監査役協会 平成 19 年 4 月 5 日制定 平成 21 年 7 月 9 日改正 平成 23 年 3 月 10 日改正 <u>平成 27 年●月●日最終改正</u></p> <p>第 1 章 本実施基準の目的等</p> <p>（目的） 第 1 条 本実施基準は、監査役監査基準（昭和 50 年 3 月 25 日制定。平成 <u>27 年●</u>月<u>●</u>日最終改正）第<u>●</u>条第<u>●</u>項に基づき、監査役が会社の内部統制システムに関して行う監査（本実施基準において「内部統制システム監査」という）にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。</p> <p>（内部統制システムの定義等） 第 2 条</p>	<p>内部統制システムに係る監査の実施基準</p> <p align="right">社団法人 日本監査役協会 平成 19 年 4 月 5 日制定 平成 21 年 7 月 9 日改正 平成 23 年 3 月 10 日<u>最終改正</u></p> <p>第 1 章 本実施基準の目的等</p> <p>（目的） 第 1 条 本実施基準は、監査役監査基準（昭和 50 年 3 月 25 日制定。平成 <u>23 年 3</u>月<u>10</u>日最終改正）第<u>21</u>条第<u>9</u>項に基づき、監査役が会社の内部統制システムに関して行う監査（本実施基準において「内部統制システム監査」という）にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。</p> <p>（内部統制システムの定義等） 第 2 条</p>

新	旧
<p>本実施基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。なお、本実施基準における「章」、「条」の記載は、特段の言及がない限り、本実施基準における章及び条を意味する。</p> <p>一～十七（省 略）</p>	<p><u>1.</u> 本実施基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。なお、本実施基準における「章」、「条」の記載は、特段の言及がない限り、本実施基準における章及び条を意味する。</p> <p>一～十七（省 略）</p>
<p>第2章 内部統制システム監査の基本方針及び方法等</p>	<p>第2章 内部統制システム監査の基本方針及び方法等</p>
<p>(内部統制システム監査の対象)</p> <p>第3条</p>	<p>(内部統制システム監査の対象)</p> <p>第3条</p>
<p>監査役は、取締役の職務の執行に関する監査の一環として、内部統制システムに係る以下の事項について監査を行う。</p> <p>一 内部統制決議の内容が相当でないと認める事由の有無</p> <p><u>二 取締役が行う内部統制システムの構築・運用の状況における不備の有無</u></p> <p><u>三 事業報告に記載された内部統制決議の概要及び構築・運用状況等の記載が適切でないと認める事由の有無</u></p> <p>(第2号に移動)</p>	<p>監査役は、取締役の職務の執行に関する監査の一環として、内部統制システムに係る以下の事項について監査を行う。</p> <p>一 内部統制決議の内容が相当でないと認める事由の有無</p> <p>(第3号から移動)</p> <p><u>二 事業報告に記載された内部統制決議の概要等の記載が適切でないと認める事由の有無</u></p> <p><u>三 取締役が行う内部統制システムの構築・運用の状況における不備の有無</u></p>
<p>(内部統制システム監査の基本方針)</p> <p>第4条</p> <p>(省 略)</p>	<p>(内部統制システム監査の基本方針)</p> <p>第4条</p> <p>(省 略)</p>
<p>(内部統制決議に関する監査)</p> <p>第5条</p> <p>1. ～2. (省 略)</p> <p>(第7条として独立)</p>	<p>(内部統制決議及び事業報告に関する監査)</p> <p>第5条</p> <p>1. ～2. (省 略)</p> <p><u>3. 監査役は、内部統制決議の内容の概要が、事業報告において正確かつ適切に記載されているかを検証する。また、以下のいずれかに該当する場合、監査役は、当該事業年度における内部統制システムの構築・運用状況が事業報告に適切に記載されているかを検証する。</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(第8条第1項と第5項に分けて移動)</p> <p>(内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査)</p> <p>第6条</p> <p>1. ~3. (省 略)</p> <p>4. 監査役は、内部監査部門等から、内部監査計画その他モニタリングの実践計画及びその実施状況について適時かつ適切な報告を受ける。監査役は、内部監査部門等から各体制における重大なリスクへの対応状況その他各体制の構築・運用の状況に関する事項について定期的に報告を受け、必要に応じ内部監査部門等が行う調査等への監査役若しくは補助使用人の立会い・同席を求め、又は内部監査部門等に対して追加調査等とその結果の監査役への報告を求める。</p> <p>5. 監査役は、前項に定める内部監査部門等との連携を通じて、内部監査部門等が各体制の構築・運用の状況を継続的に検討・評価し、それを踏まえて代表取締役等が必要な改善を施しているか否かなど、内部統制システムのモニタリング機能の実効性について、監視し検証する。</p> <p>6. 監査役は、第4項に定める内部監査部門等との連携のほか、内部統制部門に対して、各体制の構築・運用の状況及び各体制の実効性に影響を及ぼ</p>	<p>一 <u>重大な企業不祥事等が生じ、再発防止策のあり方を含め内部統制システムについて改善が求められている場合</u></p> <p>二 <u>前号の場合の他、事業の経過及び成果、対処すべき課題等の会社の現況に関する重要な事項として記載することが相当であると認められる場合</u></p> <p>4. <u>監査役は、内部統制決議の内容に不備があると認める場合には、必要に応じ監査役会における審議を経て、第7条第3項に従い、取締役会に対して助言、勧告を行う。助言又は勧告等にもかかわらず、取締役会が正当な理由なく適切に対応せず、かつその結果、内部統制決議の内容が相当でない</u><u>と認める場合には、監査役は、必要に応じ監査役会における審議を経て、監査報告においてその旨を指摘するものとする。内部統制システムに関する事業報告の記載内容が著しく不適切と認める場合も同様に</u><u>対応するものとする。</u></p> <p>(内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査)</p> <p>第6条</p> <p>1. ~3. (省 略)</p> <p>4. 監査役は、内部監査部門等に対して、内部監査計画その他モニタリングの実践計画及びその実施状況について適時かつ適切な報告を求める。監査役は、内部監査部門等から各体制における重大なリスクへの対応状況その他各体制の構築・運用の状況に関する事項について定期的に報告を受け、必要に応じ内部監査部門等が行う調査等への監査役もしくは補助使用人の立会い・同席を求め、又は内部監査部門等に対して追加調査等とその結果の監査役への報告を求める。</p> <p>5. 監査役は、前項に定める内部監査部門等との関係を通じて、内部監査部門等が各体制の構築・運用の状況を継続的に検討・評価し、それを踏まえて代表取締役等が必要な改善を施しているか否かなど、内部統制システムのモニタリング機能の実効性について、監視し検証する。</p> <p>6. 監査役は、第4項に定める内部監査部門等との関係のほか、内部統制部門に対して、各体制の構築・運用の状況及び各体制の実効性に影響を及ぼ</p>

新	旧
<p>す重要な事象について、それに対する対応状況を含め定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求める。</p>	<p>す重要な事象について、それに対する対応状況を含め定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求める。</p>
<p>7. (省 略)</p>	<p>7. (省 略)</p>
<p>(内部統制システムに関する事業報告記載事項の監査)</p>	
<p>第7条</p>	<p>(第5条第3項から独立)</p>
<p><u>監査役は、内部統制決議の内容及び運用の概要が、事業報告において正確かつ適切に記載されているかを検証する。また、以下のいずれかに該当する場合、監査役は、当該事業年度における内部統制システムの構築・運用状況が事業報告に適切に記載されているかを検証する。</u></p>	
<p><u>一 重大な企業不祥事等が生じ、再発防止策のあり方を含め内部統制システムについて改善が求められている場合</u></p>	
<p><u>二 前号の場合の他、事業の経過及び成果、対処すべき課題等の会社の現況に関する重要な事項として記載することが相当であると認められる場合</u></p>	
<p>(内部統制システムの不備への対応等)</p>	<p>(内部統制システムの不備への対応等)</p>
<p>第8条</p>	<p>第7条</p>
<p><u>1. 監査役は、内部統制決議の内容に不備があると認める場合には、必要に応じて監査役会における審議を経て、取締役会に対して助言、勧告を行う。助言又は勧告等にもかかわらず、取締役会が正当な理由なく適切に対応せず、かつその結果、内部統制決議の内容が相当でないと認める場合には、監査役は、必要に応じて監査役会における審議を経て、監査報告においてその旨を指摘するものとする。</u></p>	<p>(第5条第4項から移動)</p>
<p><u>2. 監査役は、内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査において実施した監査の方法の内容及び監査結果、発見した不備、助言又は勧告を要すると判断した論拠及び結果等について、監査役会に報告するものとする。</u></p>	<p>1. 監査役は、内部統制システムの監査において実施した監査の方法の内容、構築・運用の状況に関する監査結果、発見した不備、助言又は勧告を要すると判断した論拠及び結果等について、監査役会に報告するものとする。</p>
<p><u>3. 監査役会は、前項の各監査役からの報告を受けてその内容を検討し、代表取締役等又は取締役会に対して助言又は勧告すべき事項の有無及びその内容を審議する。</u></p>	<p>2. 監査役会は、前項の各監査役からの報告を受けてその内容を検討し、代表取締役等又は取締役会に対して助言又は勧告すべき事項の有無及びその内容を審議する。</p>

新	旧
<p><u>4.</u> 前項の審議を踏まえ助言又は勧告すべき事項を監査役会で決定した場合、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して、内部統制システムの構築・運用の状況や不備に関する監査役の見、判断の根拠について説明のうえ、<u>改善対応などについて助言又は勧告を行う。</u></p> <p><u>5.</u> 前項の監査役会の助言又は勧告にもかかわらず、代表取締役等又は取締役会が正当な理由なく適切に対応せず、かつその結果、各体制の構築・運用の状況に重大な欠陥があると認められる場合には、監査役は、必要に応じ監査役会における審議を経て、監査報告においてその旨を指摘するものとする。<u>内部統制システムの構築・運用状況の概要に関する事業報告の記載内容が著しく不適切と認める場合も同様に対応するものとする。</u></p> <p><u>6.</u> 本条に定める監査役会における審議及び決定は、各監査役の権限の行使を妨げるものではない。</p>	<p><u>3.</u> 前項の審議を踏まえ助言又は勧告すべき事項を監査役会で決定した場合、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して、内部統制システムの構築・運用の状況や不備に関する監査役の見、判断の根拠、<u>改善対応などについて説明のうえ、助言又は勧告を行う。</u></p> <p><u>4.</u> 前項の監査役会の助言又は勧告にもかかわらず、代表取締役等又は取締役会が正当な理由なく適切に対応せず、かつその結果、各体制の構築・運用の状況に重大な欠陥があると認められる場合には、監査役は、必要に応じ監査役会における審議を経て、監査報告においてその旨を指摘するものとする。</p> <p><u>5.</u> 本条に定める監査役会における審議及び決定は、各監査役の権限の行使を妨げるものではない。</p>
<p>第3章 法令等遵守体制・損失危険管理体制等の監査</p> <p>(法令等遵守体制に関する監査)</p> <p>第9条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 一~四 (省 略)</p> <p>五 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が構築・運用されているか。内部統制部門が疑念をもった取引・活動について内部監査部門等<u>及び</u>監査役に対して適時かつ適切に伝達される体制が構築・運用されているか。内部通報システムなど法令等遵守に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが構築・運用されているか。</p> <p>(損失危険管理体制に関する監査)</p> <p>第10条</p>	<p>第3章 法令等遵守体制・損失危険管理体制等の監査</p> <p>(法令等遵守体制に関する監査)</p> <p>第8条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 一~四 (省 略)</p> <p>五 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼしうる事項について、取締役会及び監査役に対して定期的に報告が行われる体制が構築・運用されているか。内部統制部門が疑念をもった取引・活動について内部監査部門等<u>又は</u>監査役に対して適時かつ適切に伝達される体制が構築・運用されているか。内部通報システムなど法令等遵守に関する状況が業務執行ラインから独立して把握されるシステムが構築・運用されているか。</p> <p>(損失危険管理体制に関する監査)</p> <p>第9条</p>

新	旧
<p>1. (省 略)</p> <p>2. 一~四 (省 略)</p> <p>五 各種リスクに関する識別・分析・評価・対応のあり方を規定した管理規程が<u>構築・運用</u>されているか。定められた規程及び職務分掌に従った業務が実施されているか。損失危険管理の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の損失危険管理に係る問題点が発見され、改善措置が講じられているか。</p> <p>六~八 (省 略)</p> <p>(情報保存管理体制に関する監査)</p> <p>第 <u>11</u> 条 (省 略)</p> <p>(効率性確保体制に関する監査)</p> <p>第 <u>12</u> 条 (省 略)</p> <p>(企業集団内部統制に関する監査)</p> <p>第 <u>13</u> 条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 一 (省 略)</p> <p>二 企業集団全体で共有すべき経営理念、行動基準、対処すべき課題が周知徹底され、それに沿った法令等遵守、損失危険管理及び情報保存管理等に関する基準が定められ、その遵守に向けた適切な<u>啓発</u>活動とモニタリングが実施されているか。</p> <p>三~九 (省 略)</p>	<p>1. (省 略)</p> <p>2. 一~四 (省 略)</p> <p>五 各種リスクに関する識別・分析・評価・対応のあり方を規定した管理規程が<u>整備</u>されているか。定められた規程及び職務分掌に従った業務が実施されているか。損失危険管理の状況を監視するモニタリング部門が存在し、会社の損失危険管理に係る問題点が発見され、改善措置が講じられているか。</p> <p>六~八 (省 略)</p> <p>(情報保存管理体制に関する監査)</p> <p>第 <u>10</u> 条 (省 略)</p> <p>(効率性確保体制に関する監査)</p> <p>第 <u>11</u> 条 (省 略)</p> <p>(企業集団内部統制に関する監査)</p> <p>第 <u>12</u> 条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 一 (省 略)</p> <p>二 企業集団全体で共有すべき経営理念、行動基準、対処すべき課題が周知徹底され、それに沿った法令等遵守、損失危険管理及び情報保存管理等に関する基準が定められ、その遵守に向けた適切な<u>啓蒙</u>活動とモニタリングが実施されているか。</p> <p>三~九 (省 略)</p>

新	旧
<p>第4章 財務報告内部統制の監査</p> <p>(財務報告内部統制に関する監査)</p> <p>第14条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 監査役は、財務報告内部統制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定の上、判断する。</p> <p>一 財務担当取締役等が、会社経営において財務報告の信頼性の確保及びそのための実効的体制の構築・運用が必要不可欠であることを認識しているか。また、財務報告における虚偽記載が適時かつ適切に発見・予防されないリスクの重大性を理解したうえで、財務報告内部統制の構築・運用及び評価の基本計画を定めているか。</p> <p>二~四 (省 略)</p> <p>五 会計監査人が適正に監査を行う体制が<u>構築・運用</u>されているか。会計監査人の会社からの独立性が疑われる特段の関係が形成されていないか。</p> <p>六 (省 略)</p> <p>3. ~5. (省 略)</p>	<p>第4章 財務報告内部統制の監査</p> <p>(財務報告内部統制に関する監査)</p> <p>第13条</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 監査役は、財務報告内部統制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定の上、判断する。</p> <p>一 財務担当取締役等が、会社経営において財務報告の信頼性の確保及びそのための実効的体制の構築・運用が必要不可欠であることを認識しているか。また、財務報告における虚偽記載が適時かつ適切に発見・予防されないリスクの重大性を理解したうえで、財務報告内部統制の構築・運用及び評価の<u>ための</u>基本計画を定めているか。</p> <p>二~四 (省 略)</p> <p>五 会計監査人が適正に監査を行う体制が<u>整備</u>されているか。会計監査人の会社からの独立性が疑われる特段の関係が形成されていないか。</p> <p>六 (省 略)</p> <p>3. ~5. (省 略)</p>
<p>第5章 監査役監査の実効性確保体制の監査</p> <p>(補助使用人に関する事項)</p> <p>第15条</p> <p>1. 一~四 (省 略)</p> <p>五 <u>監査役から補助使用人に対する指示の実効性を制限・制約する事象が生じている場合</u></p> <p>六 その他、監査役監査の実効性を妨げる特段の事情が認められる場合</p> <p>2. (省 略)</p>	<p>第5章 監査役監査の実効性確保体制の監査</p> <p>(補助使用人に関する事項)</p> <p>第14条</p> <p>1. 一~四 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>五 その他、監査役監査の実効性を妨げる特段の事情が認められる場合</p> <p>2. (省 略)</p>

新	旧
<p>(監査役報告体制)</p> <p>第16条</p> <p>1. 一~六(省略)</p> <p><u>七 監査役に報告をした者又は内部通報システムに情報を提供した者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されていない場合</u></p> <p>2. (省略)</p> <p>(内部監査部門等との<u>連携</u>体制等)</p> <p>第17条</p> <p>1. 監査役は、以下の事情のいずれかが認められる場合には、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。</p> <p>一 第6条第4項に定める監査役と内部監査部門等との<u>連携</u>が実効的に行われていないと認められる場合</p> <p>二 前号に定めるほか、監査役と内部監査部門等との実効的な<u>連携</u>に支障が生じていると認められる場合</p> <p>三 (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>(<u>監査費用</u>)</p> <p>第18条</p> <p><u>監査役は、監査費用に関して、以下の事情のいずれかが認められる場合には、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。</u></p> <p>一 <u>日常の監査活動等に必要とする費用について、予算措置等の監査費用の前払及び償還の手続が定められていない場合</u></p> <p>二 <u>監査役が必要と認める外部の専門家の助言を受ける費用の前払又は償還が受けられない場合</u></p> <p>三 <u>監査役は、役割・責務に係る理解を深めるために必要な知識の習得や適</u></p>	<p>(監査役報告体制)</p> <p>第15条</p> <p>1. 一~六(省略)</p> <p>(新設)</p> <p>2. (省略)</p> <p>(内部監査部門等との<u>関係</u>体制等)</p> <p>第16条</p> <p>1. 監査役は、以下の事情のいずれかが認められる場合には、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行う。</p> <p>一 第6条第4項に定める監査役と内部監査部門等との<u>関係</u>が実効的に行われていないと認められる場合</p> <p>二 前号に定めるほか、監査役と内部監査部門等との実効的な<u>関係</u>に支障が生じていると認められる場合</p> <p>三 (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>切な更新等に適合した定期的研修等の費用の前払又は償還が受けられない場合</u></p> <p><u>四 企業不祥事発生時の監査役の対応に係る費用等、臨時の活動に必要な費用について、費用の前払手続が定められていない場合</u></p> <p><u>五 前各号に定める場合のほか、監査費用等の前払及び償還に関して、実効的な監査活動等の実施に支障が生じていると認められる場合</u></p>	

以 上